

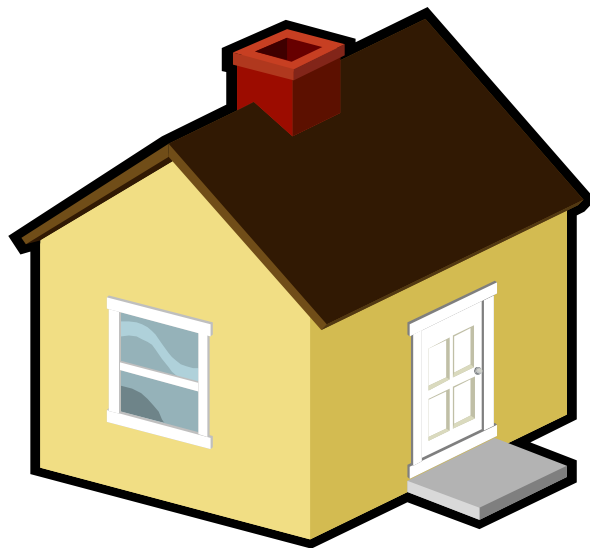
令和7年度

市有地売払いのご案内 (公募・抽選)

〔案内書配布期間〕 令和7年11月4日（火）～令和7年12月19日（金）

〔申請書受付期間〕 令和7年11月6日（木）～令和7年12月19日（金）

〔抽 選 日〕 令和8年1月16日（金）



高崎市

〔お問い合わせ〕

財務部管財課 Tel 027(321)1215

吉井支所地域振興課 Tel 027(387)3112

目 次

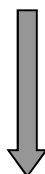
令和7年度 市有地売払い（公募・抽選）の流れ	P. 1
1 売払い物件（市有地）	P. 2
2 土地購入申込者及び買受人の資格	P. 3
3 土地購入申込みの条件等	P. 3
4 土地購入申込みに必要な書類	P. 3
5 土地購入申込み受付	P. 4
6 抽選の有無を通知	P. 4
7 抽選	P. 4
8 審査	P. 4
9 契約にあたって付する契約条件	P. 4
10 契約の締結	P. 5
11 売買代金の納付	P. 5
12 登録免許税	P. 5
13 所有権の移転等	P. 5
14 土地の引渡し等	P. 5
15 その他	P. 5
16 市有財産売買契約書	P. 6～7
17 位置図、物件調書等	P. 8～35

令和7年度 市有地売払い（公募・抽選）の流れ

案内書配布



申込み受付



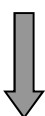
抽選の有無を通知



抽選
(複数の申込みがあった場合)



審査



売買契約締結



売買代金納付



所有権移転登記



登記識別情報



土地引渡し

令和7年11月4日（火）から令和7年12月19日（金）までの

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日、閉庁日を除く）高崎市役所管財課（5階）及び高崎市吉井支所地域振興課で配布します。

令和7年11月6日（木）から令和7年12月19日（金）までの

午前8時30分から午後5時までに（土・日、祝日、閉庁日を除く）
「4 土地購入申込みに必要な書類」（P. 3参照）を担当窓口に提出していただきます。※複数の申込みがあった場合は、抽選を実施します。

【①、②の物件について】高崎市役所管財課（5階）

【③以降の物件について】高崎市吉井支所地域振興課

令和7年12月22日（月）から1週間を目途に土地購入申込書に記載された住所に「抽選の有無」についての書面を郵送します。

【①②の物件】 令和8年1月16日（金）

※抽選は、高崎市役所10階 第101会議室で午前10時より行います。

【③以降の物件】 令和8年1月16日（金）

※抽選は、高崎市吉井支所201会議室で午後2時より行います。

概ね2週間

高崎市の関係部署で契約締結について審査させていただきます。概ね2週間となりますが、内容により約1か月かかる場合があります。また、審査の結果、売買契約の締結ができない場合もありますので、ご了承ください。

審査終了後

※審査終了後、売買契約を締結していただきます。

※売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人（申込者）の負担となります。

納期限までに納付

※高崎市が発行する「納入通知書」で市指定金融機関へ納めていただきます。

所有権移転登記は高崎市が行います。

※所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人（申込者）の負担となります。

登記識別情報をお渡しします。

※従来の権利証にあたるものです。

現地において、現状のまま土地を引渡します。

市有地の売払いについて（公募・抽選）

高崎市では、令和7年11月6日（木）から令和7年12月19日（金）までの間公募（申込受付）し、複数の申込みがあった場合は、令和8年1月16日（金）に抽選を行い、市有地を売払います。

下記市有地の購入をご希望の方は、この案内書をよくご確認いただき手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 高崎市役所5階 財務部管財課 Tel 027-321-1215
高崎市役所 吉井支所地域振興課 Tel 027-387-3112

1 売払い物件（市有地）

○高崎地域【管財課管理分】

番号	土地の所在地	地目	公簿面積	売買代金
①	高崎市聖石町 271 番 4	宅地	167.11㎡	10,426千円
②	高崎市山名町 1568 番 14 高崎市山名町 1568 番 6	宅地	206.75㎡ 31.41㎡ 計238.16㎡	4,011千円

○吉井地域【吉井支所地域振興課管理分】

番号	土地の所在地	地目	公簿面積	売買代金
③	高崎市吉井町神保 1177 番 7	宅地	218.55㎡	3,374千円
④	高崎市吉井町神保 1188 番 12	宅地	233.96㎡	3,612千円
⑤	高崎市吉井町神保 1188 番 13	宅地	233.83㎡	3,610千円
⑥	高崎市吉井町神保 1188 番 31	宅地	232.52㎡	3,520千円
⑦	高崎市吉井町神保 1188 番 33	宅地	232.47㎡	3,519千円
⑧	高崎市吉井町神保 1188 番 39	宅地	280.03㎡	4,239千円
⑨	高崎市吉井町神保 1200 番 9	宅地	244.76㎡	3,779千円
⑩	高崎市吉井町神保 1200 番 26	宅地	245.73㎡	3,794千円
⑪	高崎市吉井町南陽台二丁目 16 番 4	宅地	260.60㎡	3,280千円
⑫	高崎市吉井町吉井 398 番 8	宅地	132.19㎡	3,377千円
⑬	高崎市吉井町吉井 400 番 13	宅地	209.98㎡	5,363千円
⑭	高崎市吉井町岩井 230 番 2	宅地	342.62㎡	3,761千円

（１）現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、この案内書に記載のない事項についてはご自身で調査を行い、現地の状況、法令に基づく規制、売払いの条件等を十分ご理解のうえ、お申込みください。

（２）この案内書の内容や担当課の説明等と異なる事項があった場合は、現況を優先とします。

- (3) 土壌汚染調査、地盤調査、地質調査、地下埋設物調査等はしておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (4) 上記の結果、土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が認められた場合は、買受人が処理してください（高崎市は一切責任を負わず、損害賠償等にも応じません。）
- (5) 現地の工作物（敷地内外のブロック塀、フェンス、擁壁、木杭、電柱）等は、現状のまま引渡しますので、所有権移転登記後に買受人が処理してください。
- (6) 敷地内外の工作物の移設等については、ブロック塀等の隣接工作物は隣地地権者と、その他の工作物は各工作物の所有者と協議してください。
- (7) この案内書の物件は全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の精算はしません。
- (8) 土地の分合筆はいたしません。分合筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更正等は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (9) 土地の位置図、物件調書等は（P. 8～P. 35）のとおりです。物件調書の内容については、必ずご自分で現地や関係機関・部署にて確認してください。

2 土地購入申込者及び買受人の資格

個人及び法人とします。ただし、次のいずれかに該当する者は申込みできません。また申込受付け済みであっても売買契約を締結できません。

- (1) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途への使用を目的とする者
- (5) 市税等の滞納がある者

3 土地購入申込みの条件等

申込みをしようとする方は、この案内書をよくお読みになり、申込みの条件、契約の条件、契約事項、現地の状況等を十分に認識し、すべて承諾されたうえで申込みをしてください。

- (1) 申込みは一世帯（一法人）で1件までとし、同一土地に重複する申込みはできません。
- (2) 2名以上の連名（共有）による申込みもできますが、中の1名が個人として同一土地に重複する申込みはできません。
※契約、所有権移転登記は申し込まれた方の名義にて行います。単独名義で申し込まれた方が共有名義にて契約、所有権移転登記することはできませんのでご注意ください。
- (3) 同一土地に「法人での申込み」と「法人登記簿謄本又は履歴全部事項証明書に記載のある個人での申込み」を重複して申込みすることはできません。

4 土地購入申込みに必要な書類 ※高崎市のホームページから (1) ～ (3) がダウンロードできます。

- (1) 「土地購入申込書（土地購入申込書受理書）」
- (2) 「誓約書」
- (3) 「委任状」
※代理人が申込み、抽選、契約、入金、登記識別情報の受理、土地引渡し等する場合。
※土地購入申込者の実印が押印されているもの。
- (4) 身分を証する書類（発行後1か月以内の原本）
 - ・個人の場合：「住民票の写し」（世帯全員が記載されたもの）及び「印鑑登録証明書」
 - ・法人の場合：「履歴事項全部証明書」及び「法務局に登録してある法人の印鑑登録証明書」
- (5) 「税の完納証明書」（市税等について滞納額がない証明）

5 土地購入申込み受付

(1) 受付期間

令和7年11月6日（木）から令和7年12月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
（土・日、祝日、閉庁日は除きます）

(2) 申込方法

「4 土地購入申込みに必要な書類」をご準備のうえ、本人又は代理人（代理人をたてる場合は「委任状」が必要）が受付場所に直接持参してください。

※予約や電話・郵送・電子メール等によるものは、受付けません。

(3) 受付場所

【①、②の物件について】

高崎市高松町35番地1 高崎市役所5階 財務部管財課

TEL 027-321-1215

【③以降の物件について】

高崎市吉井町吉井川371番地 高崎市役所吉井支所地域振興課

TEL 027-387-3112

(4) その他

- ・土地購入申込書等の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とします。
- ・提出された申込書等は、申込み資格の確認以外に使用しません。
- ・提出された申込書等は、返却しません（提出後に申込を辞退された場合を含みます）。
- ・受付期間終了後の申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

6 抽選の有無の通知

受付期間中、複数の申込みがあった場合、令和8年1月16日（金）に抽選を行います。

抽選の有無に関わらず、令和7年12月22日（月）から1週間を目途に、申込者全員に対して「抽選の有無」に関する通知を土地購入申込書に記載されている住所に郵送します。

上記期間内に通知が届かない場合は、申し込みをした担当課（管財課又は吉井支所地域振興課）にお問い合わせください。

7 抽 選

【①②の物件について】

(1) 抽選日時 令和8年1月16日（金） 午前10時

(2) 抽選場所 高崎市役所10階第101会議室

(3) 抽選に持参するもの

「土地購入申込書受理書」（受付印のあるもの）、「委任状」（代理人をたてる場合。提出済の場合は不要。）

【③以降の物件について】

(1) 抽選日時 令和8年1月16日（金） 午後2時

(2) 抽選場所 高崎市吉井支所201会議室

(3) 抽選に持参するもの

「土地購入申込書受理書」（受付印のあるもの）、「委任状」（代理人をたてる場合。提出済の場合は不要。）

8 審 査

高崎市の関係部署で契約締結について審査させていただきます。約1か月かかります。審査の結果、売買契約の締結ができない場合もありますので、ご了承ください。

9 契約にあたって付する契約条件

(1) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から

第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用はできません。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員による使用はできません。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途に使用することはできません。
- (5) 現状有姿での引渡しになります。

10 契約の締結

- (1) 売買契約書は、P.6～P.7のとおりですので、十分に内容をご確認ください。
- (2) 申込み後、審査を経て、買受人となられた方には、売買契約書を2部お渡ししますので、署名、実印押印、収入印紙貼付（印紙税法に定める額を1部にのみ貼付）のうえ、2部とも担当窓口（管財課又は吉井支所地域振興課）にご持参ください。
なお、この際、登録免許税分の収入印紙もご持参していただきます。
- (3) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、買受人の負担となります。
- (4) 売買契約締結前に、土地購入を辞退される場合は担当窓口（管財課又は吉井支所地域振興課）へ申し出てください（土地購入申込取下書を提出していただきます）。
- (5) 売買契約締結後に、土地購入を辞退される場合や売買代金を納期までに納付しない場合は、売買契約書の条項に基づき手続きを行います。
- (6) 買受け人が指定された日までに契約を締結しない場合、当該申込は無効となります。
- (7) 契約締結期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めません。

11 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、高崎市が発行する納入通知書により指定した納期限までに指定金融機関にて納めていただきます。
- (2) 売買代金の分割納付はできません。
- (3) 売買代金の納期限の延期は、いかなる理由があっても認めません。納期限までに納めていただけない場合、当該契約は無効となります。

12 登録免許税

法務局に所有権移転登記（土地の名義変更）を申請する際に必要な国税となり、買受人の負担となります。

※金額につきましては、別途ご案内します。

※収入印紙でご用意ください（現金では受け付けません）。

※収入印紙はお預かりし、所有権移転登記の際、法務局に提出しますので、高崎市から買受人に「預り証」をお渡しします。

13 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、買受人が売買代金を全額納めたときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、売買代金が全額納められたことを確認後、高崎市が行います。

14 土地の引渡し等

高崎市が売買代金の入金を確認した後、あるいは所有権移転登記が完了し登記識別情報（権利書）をお渡しした後、現地で境界確認等を行い、現状有姿で土地を引渡します。（現地での土地引渡しは、買受人の希望により省略することも可能です。）

15 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、高崎市財務規則、高崎市契約規則等の定めるところによって処理します。

売払人 高崎市（以下「甲」という。）と、買受人（買受人名を記載）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	区分	地目	地 積（㎡）	摘 要
高崎市聖石町271番4	土地	宅地	167.11	

2 前項の売買物件は土地登記簿に記載されたものを契約の基礎とし、現状有姿のままとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 10,426,000 円とする。

（契約の費用）

第4条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。また、売買代金の納付期限の延長は、いかなる理由があっても認めない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとし、甲が所有権移転登記を行うものとする。

（登録免許税）

第7条 前条の規定により甲が行う所有権移転登記の際に必要な登録免許税は、すべて乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件は現状有姿で引渡し、甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに甲・乙両者現地立合いのうえ引渡すものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、売買代金の減免若しくは履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（行為の制限）

第11条 乙は第8条に規定する本件土地の引渡しの日から、自ら若しくは第三者への貸し付けにより、次に該当する行為をしてはならない。

- （1）高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、その他の反社会的団体の構成員が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用。
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用。
- （3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員による使用。
- （4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業への使用。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(公租公課)

第14条 本件売買に対する公租公課は、乙が負担するものとする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書及び必要な書類等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴えの管轄は、高崎市を管轄する前橋地方裁判所高崎支部とする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所	高崎市高松町35番地1
売出人	
氏 名	高崎市 高崎市長 富岡賢治

住 所	
買受人	
氏 名	

位置図

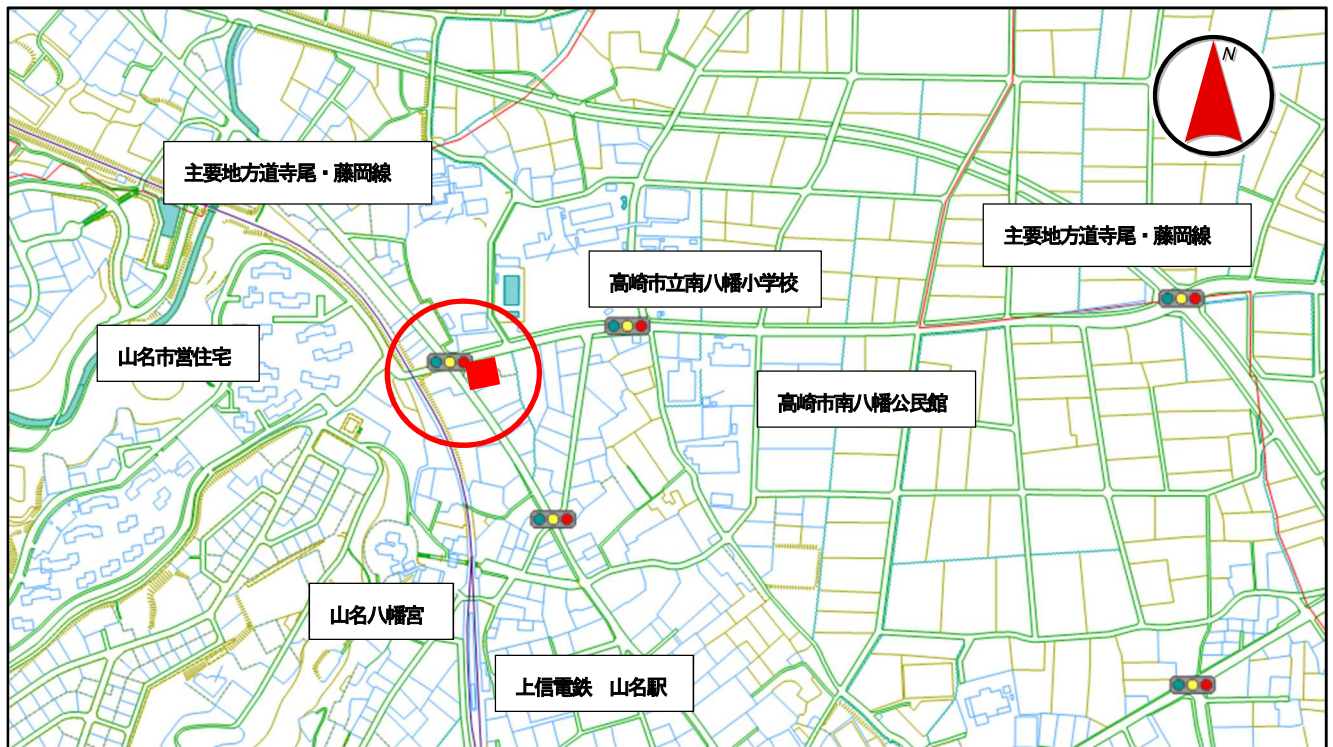


物件調書

所在地		高崎市聖石町271番4		売買代金	10,426,000円
地目		宅地	公簿面積	167.11㎡	
接面道路		北西側 幅員約6m舗装の市道			
上水道		北西側市道に埋設 (引込み等は自費工事)	下水道	北西側市道に埋設 (引込み等は自費工事)	
ガス		都市ガス (北西側市道に埋設。引込み等は自費工事)			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		市街化区域		
	用途地域		近隣商業地域		
	建ぺい率		80%	容積率	200%
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		JR 高崎線「高崎駅」まで約1.5Km			
公共機関等 (直線距離)		高崎市役所まで約700m 市街地中心部まで (JR 高崎駅西口付近) まで約1.3km 高崎市立片岡小学校へ約150m			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ・土壌汚染調査、地盤調査、地質調査、地下埋設物調査等はありません。 ・洪水浸水想定区域に指定されており、想定最大規模の降雨による想定浸水深は0.5～3.0m未満となっています。 ・この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ・この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			

高崎市山名町字上北 1 5 6 8 番 1 4 ほか 1 筆 宅地 公簿面積 計 238.16 m²

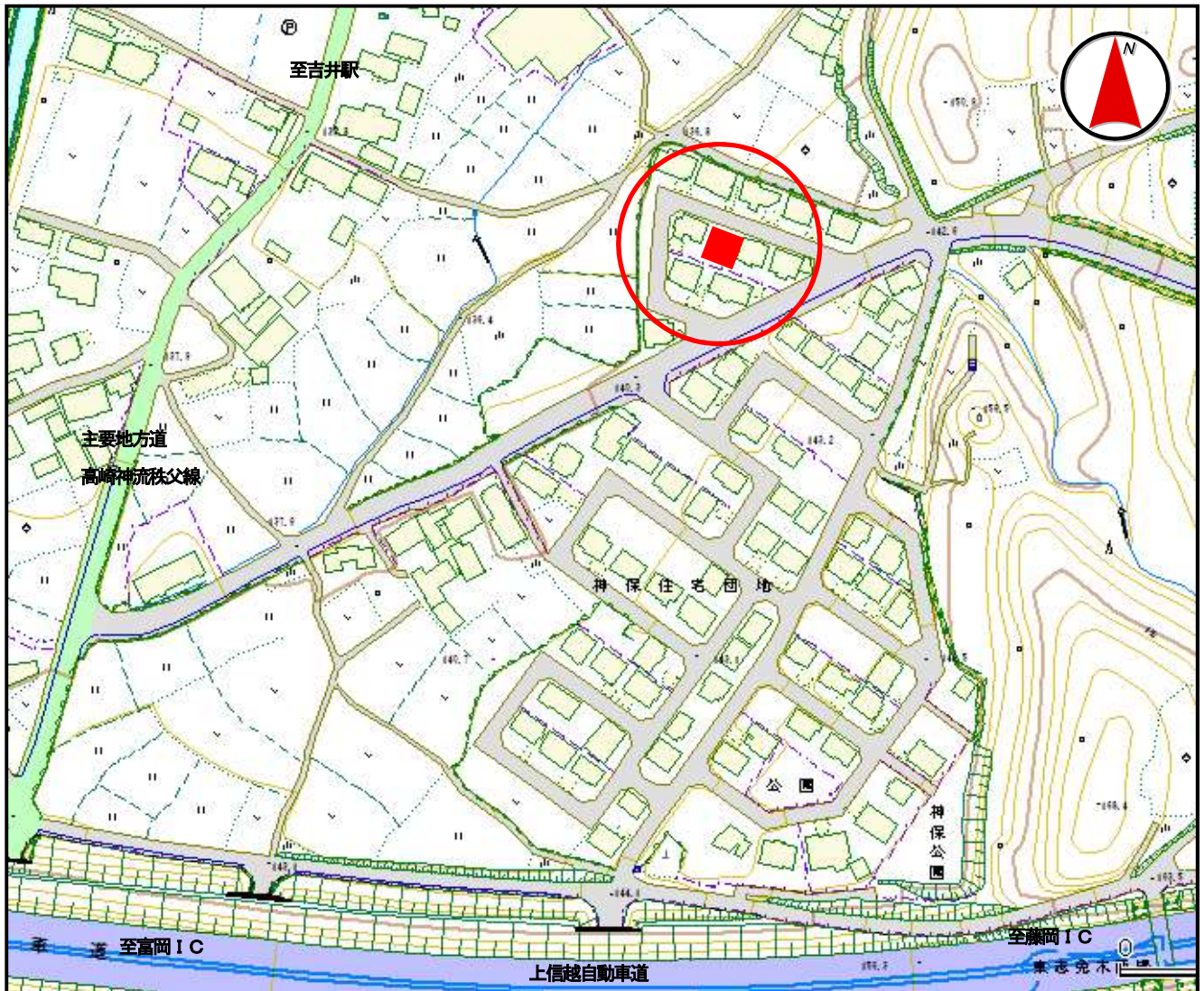
位置図



物件調査書

所在地		①高崎市山名町字上北1568番14 ②高崎市山名町字上北1568番6		売買代金	4,011,000円
地目		①宅地 ②宅地	公簿 面積	①206.75㎡ ②31.41㎡ 合計238.16㎡ (合計約72.04坪)	
接面道路		西側で幅員約7m舗装の県道に接面			
上水道		引込み可 (引込み等は自費工事)	下水道	引込み可 (処理区域内、引込み等は自費工事)	
ガ ス		L P ガス 都市ガス (引込み可能。引込み等は自費工事。)			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		市街化調整区域		
	用途地域		無		
	建ぺい率		70%	容積率	200%
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「山名駅」まで約0.4km J R 高崎線「倉賀野駅」まで約3.3km			
公共機関等 (直線距離)		高崎市役所へ約5.6km 南八幡小学校へ約140m			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ・南八幡診療所・山名警察官駐在所の跡地です。 ・市街化調整区域です。建物の建築等に制限があります。詳しくは市の開発指導課や都市計画課等の関係部署にお尋ねください。 ・南西側は道路面と等高、北側は道路面より約1m高となっています。また、北西側はガードレールが設置されているため、出入りができません。 ・2筆一体での売払いになります (1筆ずつの売払いは、いたしません)。また、合筆しての売払いは、いたしません。 ・敷地内外のフェンス、ブロック塀、擁壁、木杭、トラロープ、電柱、消火栓柱等は、現状のまま引渡します。 ・境界付近のブロック塀については隣接地権者と協議してください。 ・敷地内外にある電柱及び消火栓柱についてはそれぞれ所有者と協議してください。 ・地積更正、分筆、地図 (公図) 訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ・この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ・この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			

位置図

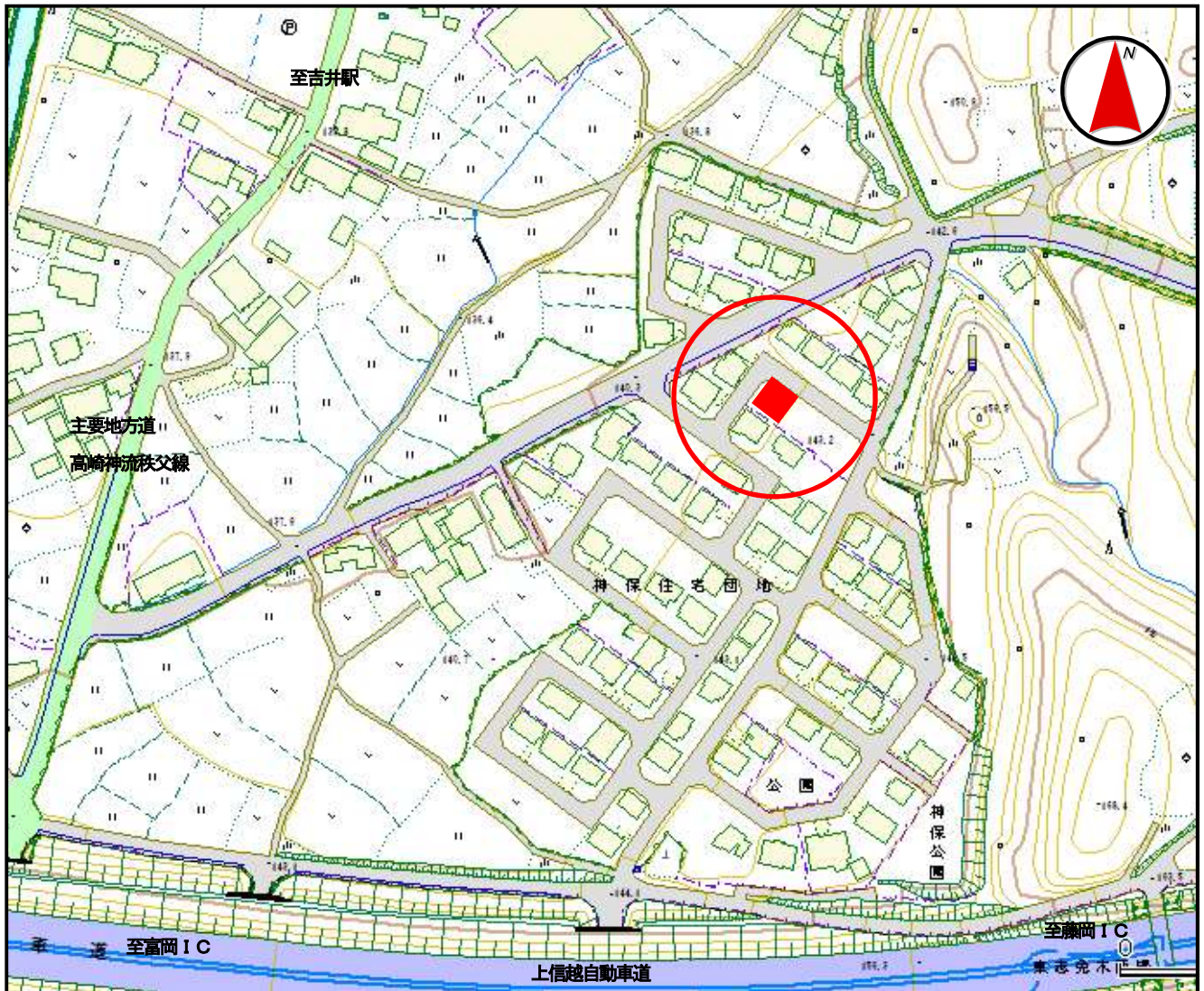


物件調書

所在地		高崎市吉井町神保 1 1 7 7 番 7		売買代金	3, 3 7 4, 0 0 0 円	
地目		宅地	公簿面積	2 1 8. 5 5 m ² (約 6 6. 1 1 坪)		
接面道路		北側で幅員約 6 m舗装の市道に接面				
上水道		北側道路より引込み済 (φ 13mm)	下水道	合併処理浄化槽を設置すること		
ガ ス		L P ガス引込み済 (多野藤岡農業協同組合の集中方式)				
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き			
	用途地域		無指定			
	建ぺい率		7 0 %	容積率	2 0 0 %	
	その他制限等					
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約 1. 5 km				
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約 1. 5 km 多胡小学校へ約 8 0 0 m				
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）は、5 0 %以下とすること。 ・容積率（建築延べ面積の敷地面積に対する割合）は、8 0 %以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き 2 階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から 1 0 m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1 m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高 2. 3 m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第 1 種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ○地積更正、分筆、地図（公図）訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。				

高崎市吉井町神保 1188 番 12 宅地 公簿面積 233.96 m²

位置図

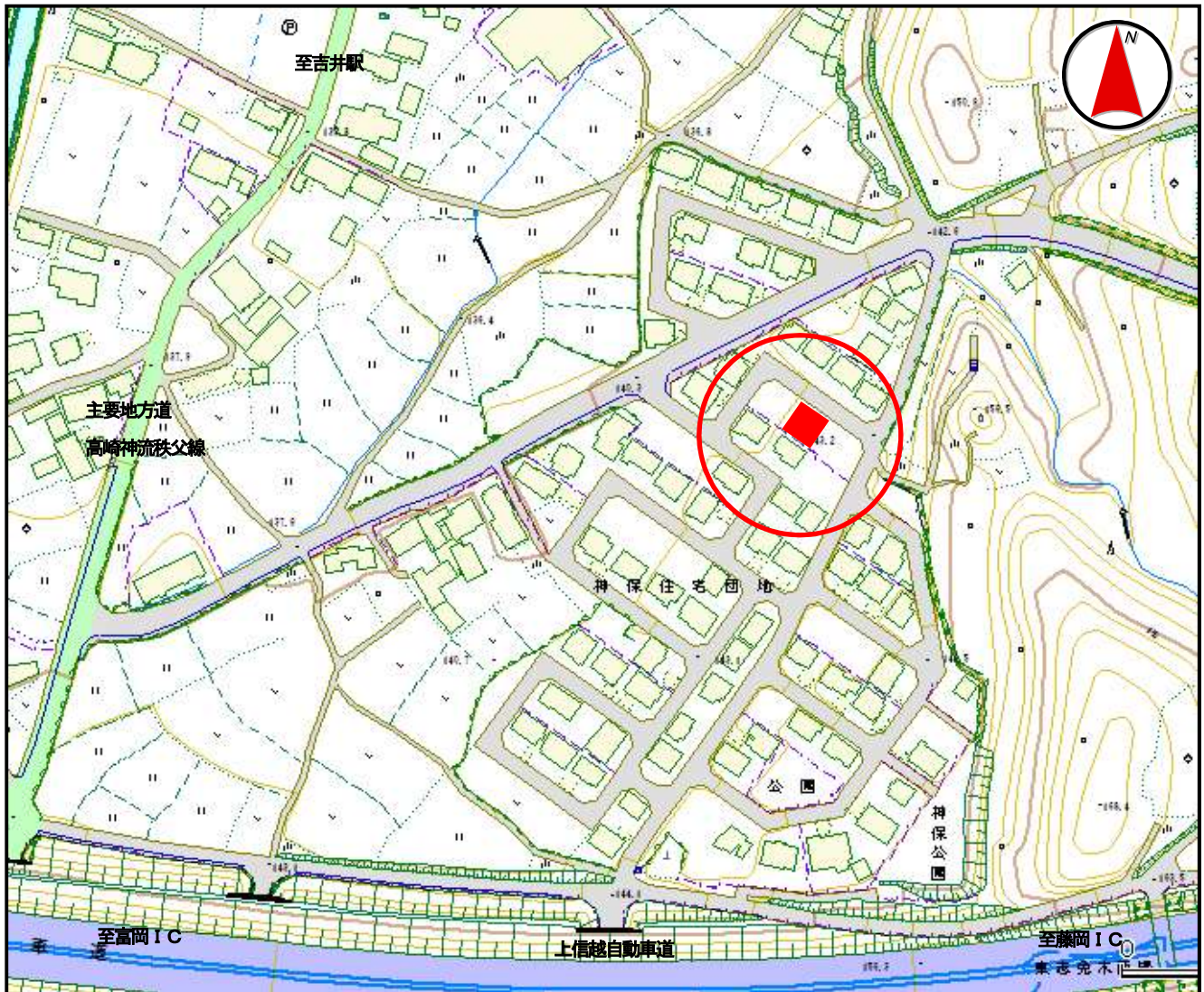


物件調書

所在地		高崎市吉井町神保 1 1 8 8 番 1 2		売買代金	3, 6 1 2, 0 0 0 円
地目		宅地	公簿面積	2 3 3. 9 6 m ² (約 7 0. 7 7 坪)	
接面道路		北側及び西側で幅員約 6 m 舗装の市道に接面			
上水道		北側道路より引込み済 (φ 13mm)	下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L P ガス引込み済 (多野藤岡農業協同組合の集中方式)			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域	非線引き			
	用途地域	無指定			
	建ぺい率	7 0 %	容積率	2 0 0 %	
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約 1. 5 km			
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約 1. 5 km 多胡小学校へ約 8 0 0 m			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）は、5 0 %以下とすること。 ・容積率（建築延べ面積の敷地面積に対する割合）は、8 0 %以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き 2 階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から 1 0 m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1 m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高 2. 3 m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第 1 種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ○地積更正、分筆、地図（公図）訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			

高崎市吉井町神保 1188 番 13 宅地 公簿面積 233.83 m²

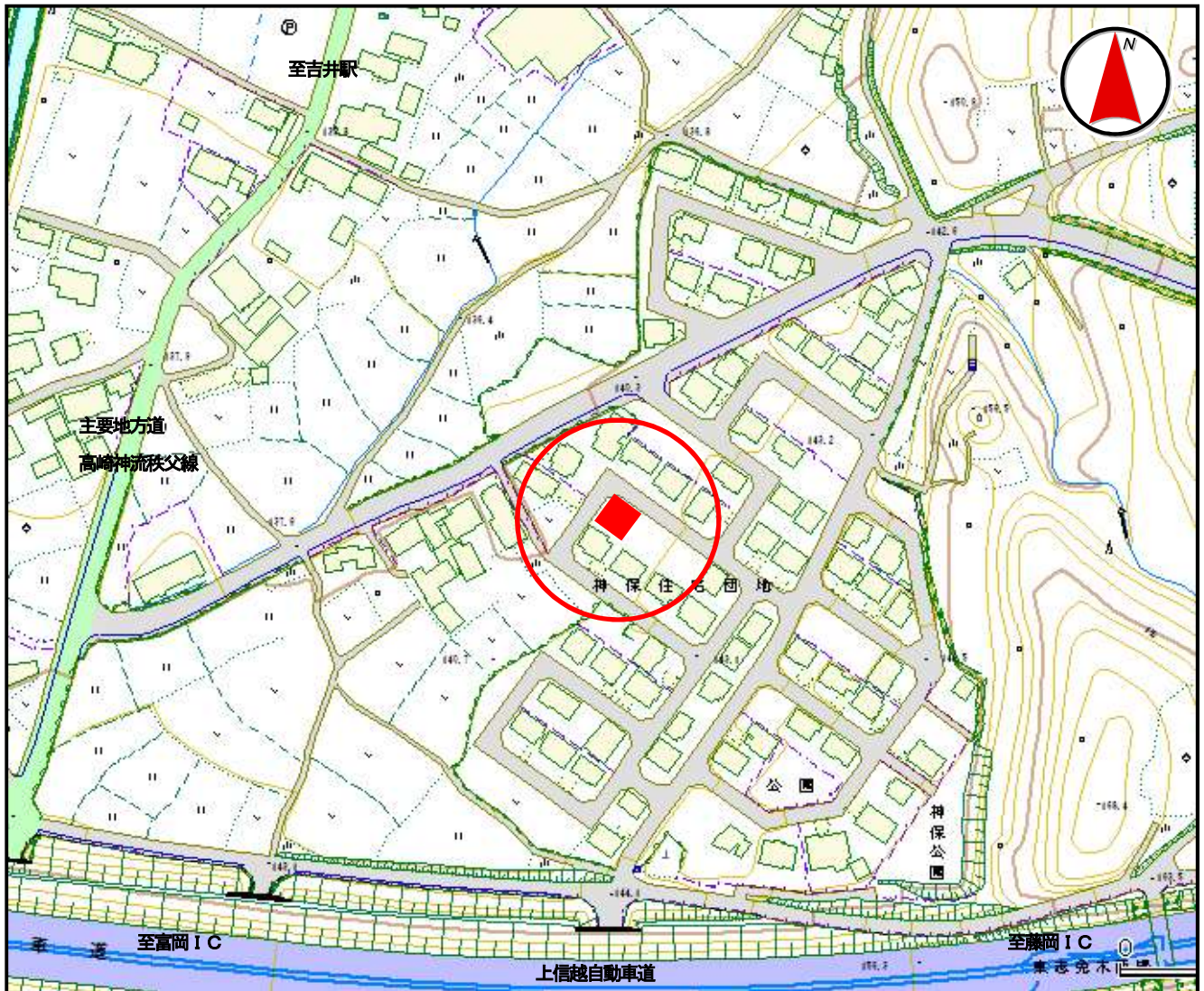
位置図



物件調書

所在地		高崎市吉井町神保 1 1 8 8 番 1 3		売買代金	3, 6 1 0, 0 0 0 円	
地目		宅地		公簿面積	2 3 3. 8 3 m ² (約 7 0. 7 3 坪)	
接面道路		北側で幅員約 6 m 舗装の市道に接面				
上水道		北側道路より引込み済 (φ 13mm)		下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L P ガス引込み済 (多野藤岡農業協同組合の集中方式)				
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き			
	用途地域		無指定			
	建ぺい率		7 0 %		容積率	2 0 0 %
	その他制限等					
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約 1. 5 km				
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約 1. 5 km 多胡小学校へ約 8 0 0 m				
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）は、5 0 %以下とすること。 ・容積率（建築延べ面積の敷地面積に対する割合）は、8 0 %以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き 2 階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から 1 0 m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1 m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高 2. 3 m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第 1 種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ○地積更正、分筆、地図（公図）訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。				

位置図

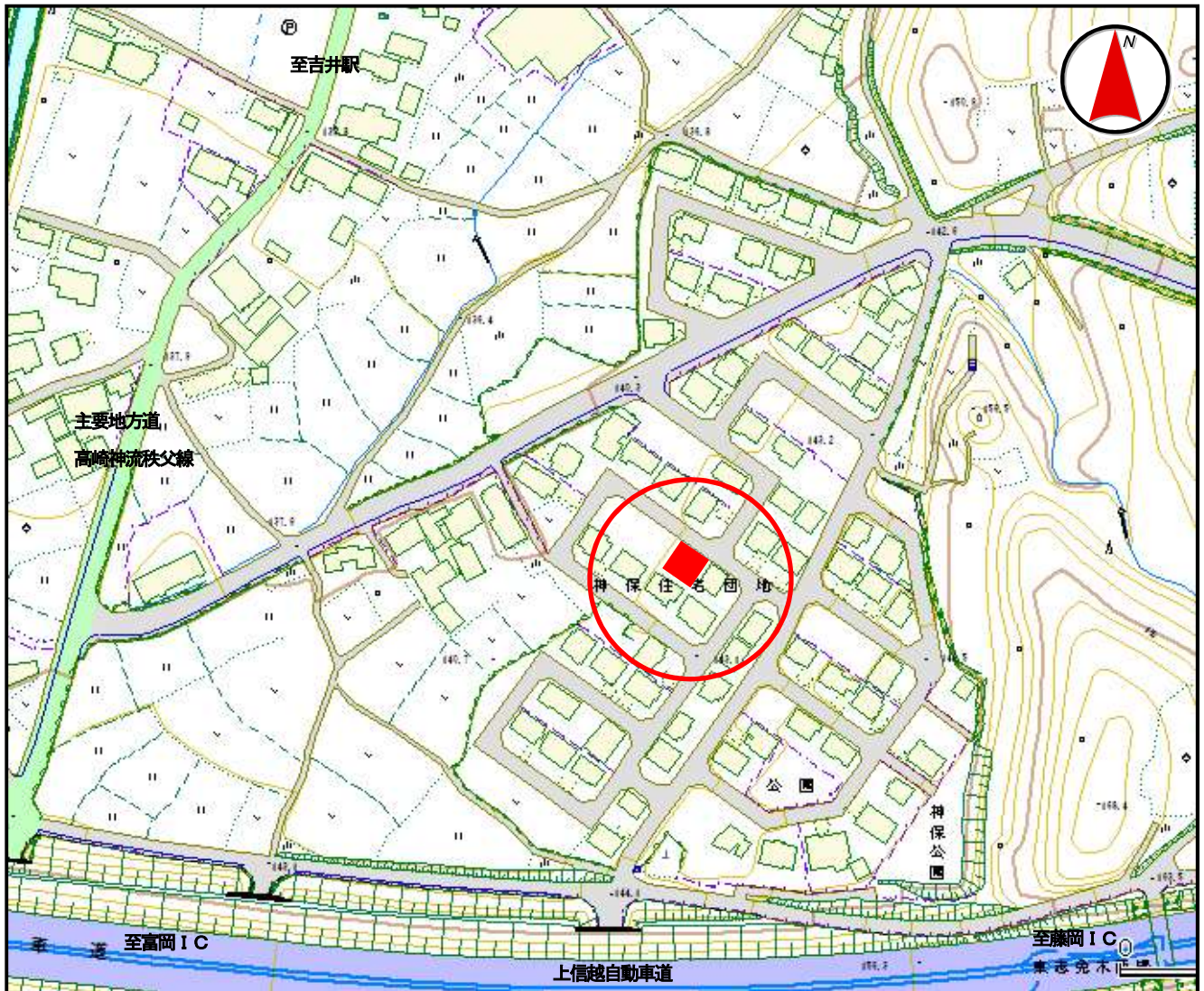


物件調書

所在地		高崎市吉井町神保 1 1 8 8 番 3 1		売買代金		3, 5 2 0, 0 0 0 円	
地目		宅地		公簿面積		2 3 2. 5 2㎡ (約 7 0. 3 3 坪)	
接面道路		北側及び西側で幅員約 6 m舗装の市道に接面					
上水道		北側道路より引込み済 (φ 13mm)		下水道		合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L P ガス引込み済 (多野藤岡農業協同組合の集中方式)					
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き				
	用途地域		無指定				
	建ぺい率		7 0 %		容積率		2 0 0 %
	その他制限等						
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約 1. 5 km					
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約 1. 5 km 多胡小学校へ約 8 0 0 m					
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）は、5 0 %以下とすること。 ・容積率（建築延べ面積の敷地面積に対する割合）は、8 0 %以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き 2 階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から 1 0 m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1 m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高 2. 3 m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第 1 種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ○地積更正、分筆、地図（公図）訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。					

高崎市吉井町神保 1188 番 33 宅地 公簿面積 232.47 m²

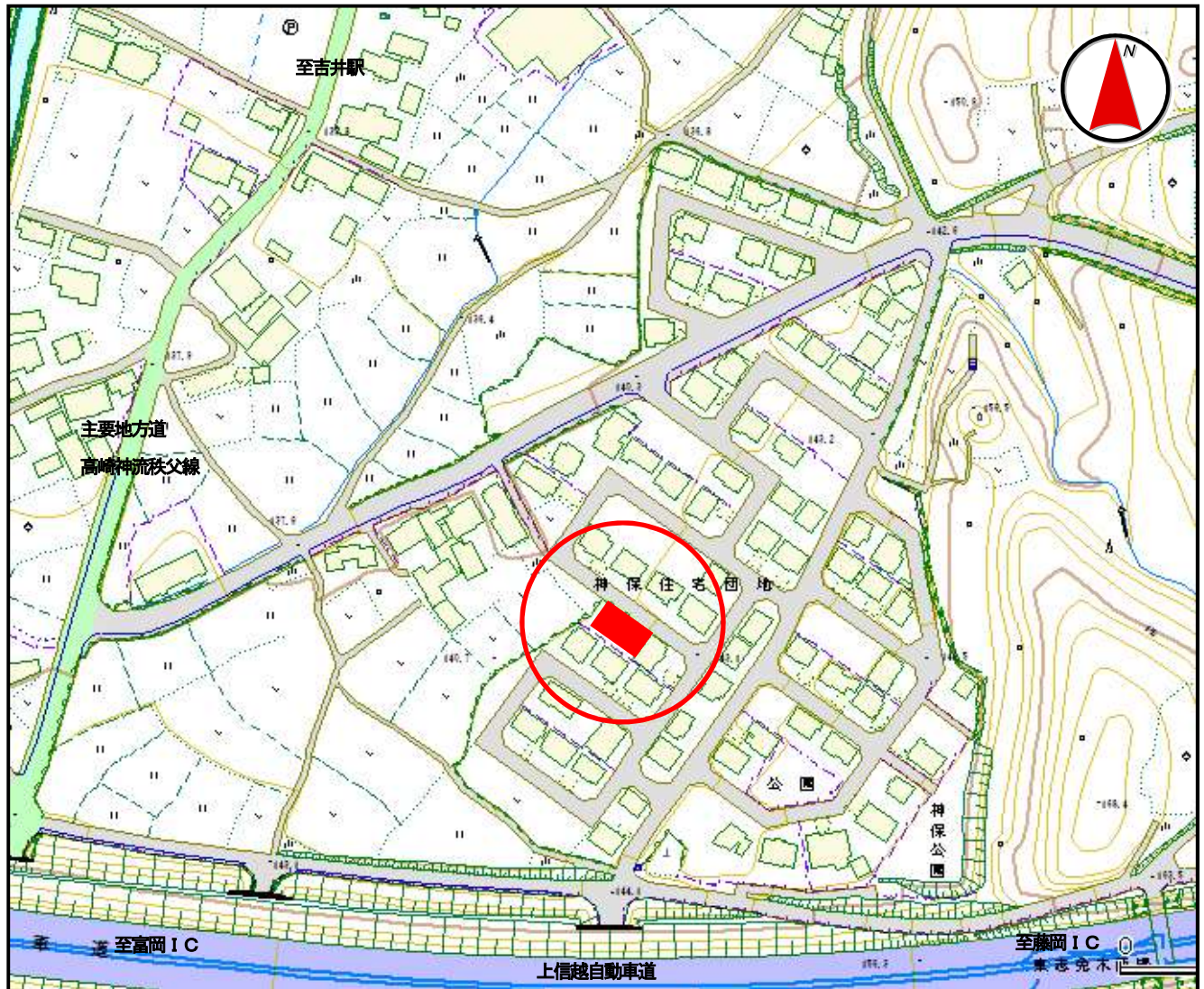
位置図



物件調書

所在地		高崎市吉井町神保 1 1 8 8 番 3 3		売買代金	3, 5 1 9, 0 0 0 円	
地目		宅地		公簿面積	2 3 2. 4 7 m ² (約 7 0. 3 2 坪)	
接面道路		北側で幅員約 6 m 舗装の市道に接面				
上水道		北側道路より引込み済 (φ 13mm)		下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L P ガス引込み済 (多野藤岡農業協同組合の集中方式)				
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き			
	用途地域		無指定			
	建ぺい率		7 0 %		容積率	2 0 0 %
	その他制限等					
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約 1. 5 km				
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約 1. 5 km 多胡小学校へ約 8 0 0 m				
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率 (建築面積の敷地面積に対する割合) は、5 0 %以下とすること。 ・容積率 (建築延べ面積の敷地面積に対する割合) は、8 0 %以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き 2 階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から 1 0 m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1 m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高 2. 3 m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第 1 種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ○地積更正、分筆、地図 (公図) 訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。				

位置図

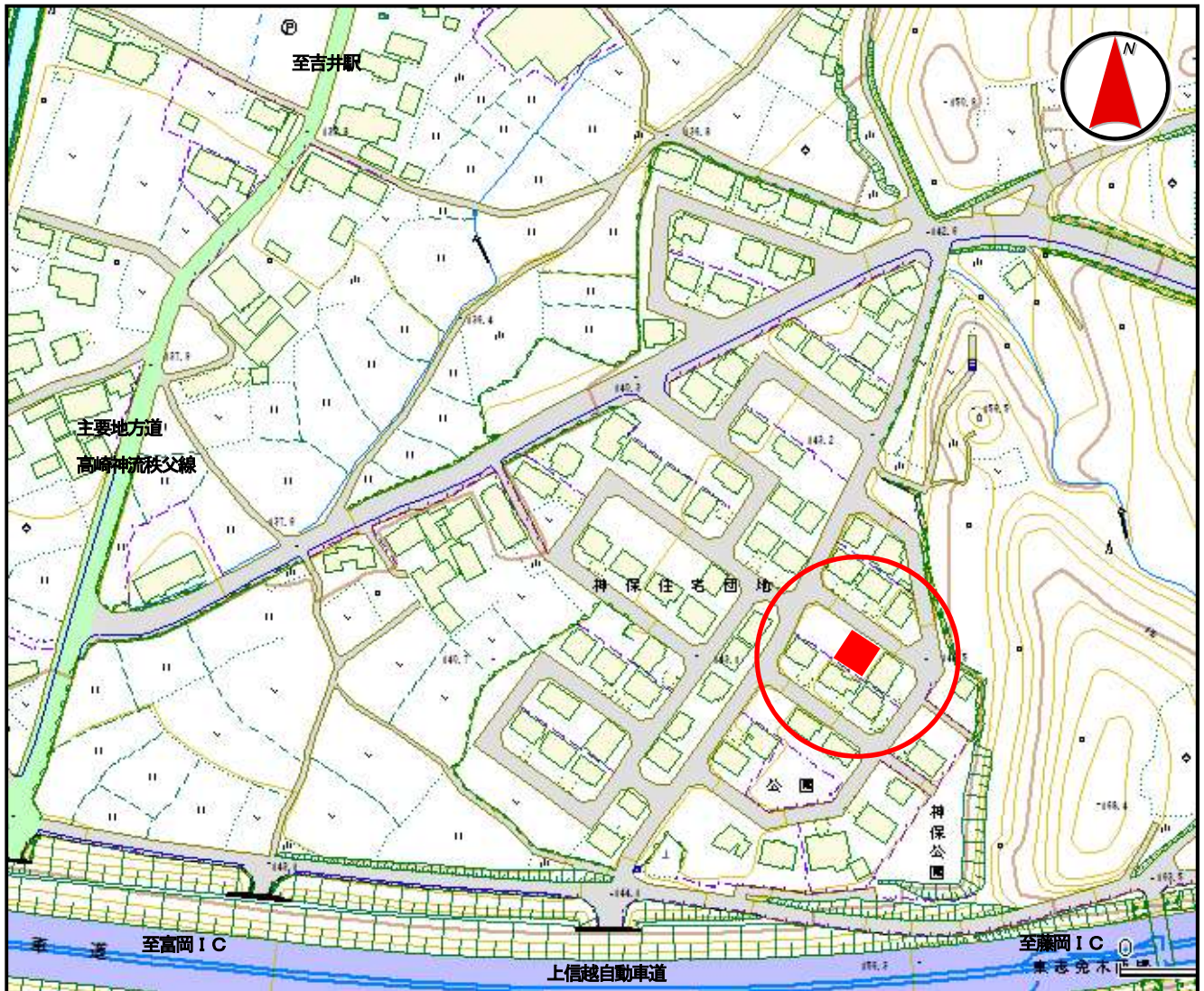


物件調書

所在地		高崎市吉井町神保 1 1 8 8 番 3 9		売買代金	4, 2 3 9, 0 0 0 円
地目		宅地	公簿面積	2 8 0. 0 3 m ² (約 8 4. 7 0 坪)	
接面道路		北側で幅員約 6 m 舗装の市道に接面			
上水道		北側道路より引込み済 (φ 13mm)	下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L P ガス引込み済 (多野藤岡農業協同組合の集中方式)			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き		
	用途地域		無指定		
	建ぺい率		7 0 %	容積率	2 0 0 %
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約 1. 5 km			
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約 1. 5 km 多胡小学校へ約 8 0 0 m			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）は、5 0 %以下とすること。 ・容積率（建築延べ面積の敷地面積に対する割合）は、8 0 %以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き 2 階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から 1 0 m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1 m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高 2. 3 m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第 1 種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ○地積更正、分筆、地図（公図）訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			

高崎市吉井町神保 1200 番 9 宅地 公簿面積 244.76 m²

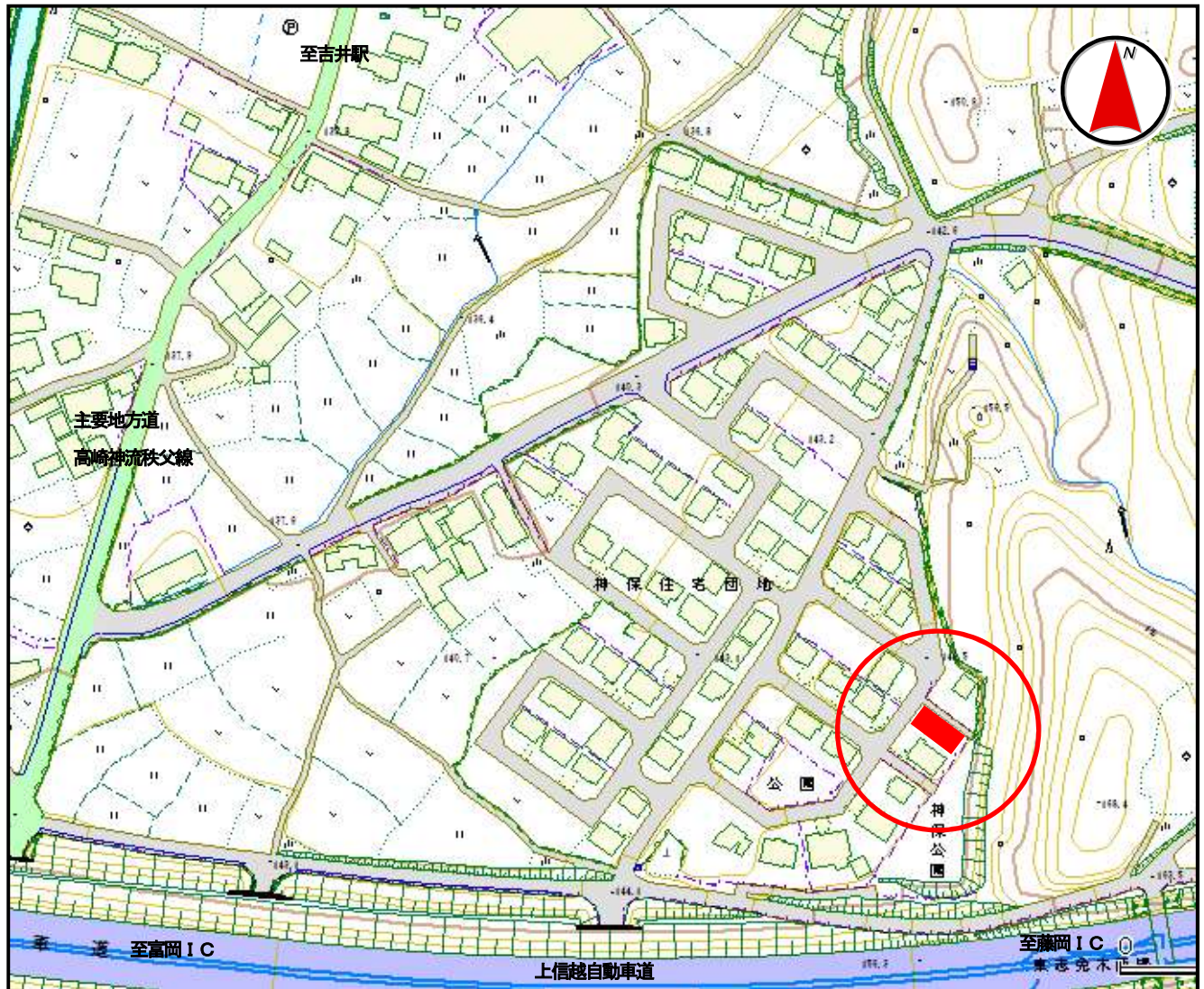
位置図



物件調書

所在地		高崎市吉井町神保1200番9		売買代金	3,779,000円
地目		宅地	公簿面積	244.76㎡ (約74.03坪)	
接面道路		北側で幅員約6m舗装の市道に接面			
上水道		北側道路より引込み済 (φ13mm)	下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L Pガス引込み済(多野藤岡農業協同組合の集中方式)			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き		
	用途地域		無指定		
	建ぺい率		70%	容積率	200%
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約1.5km			
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約1.5km 多胡小学校へ約800m			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合)は、50%以下とすること。 ・容積率(建築延べ面積の敷地面積に対する割合)は、80%以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き2階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から10m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高2.3m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第1種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ○地積更正、分筆、地図(公図)訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			

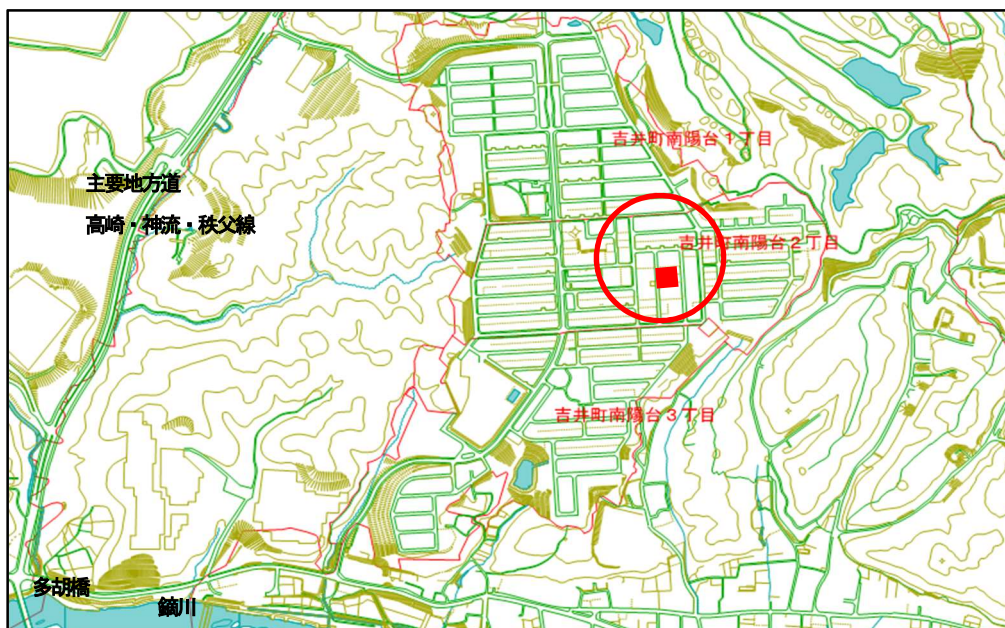
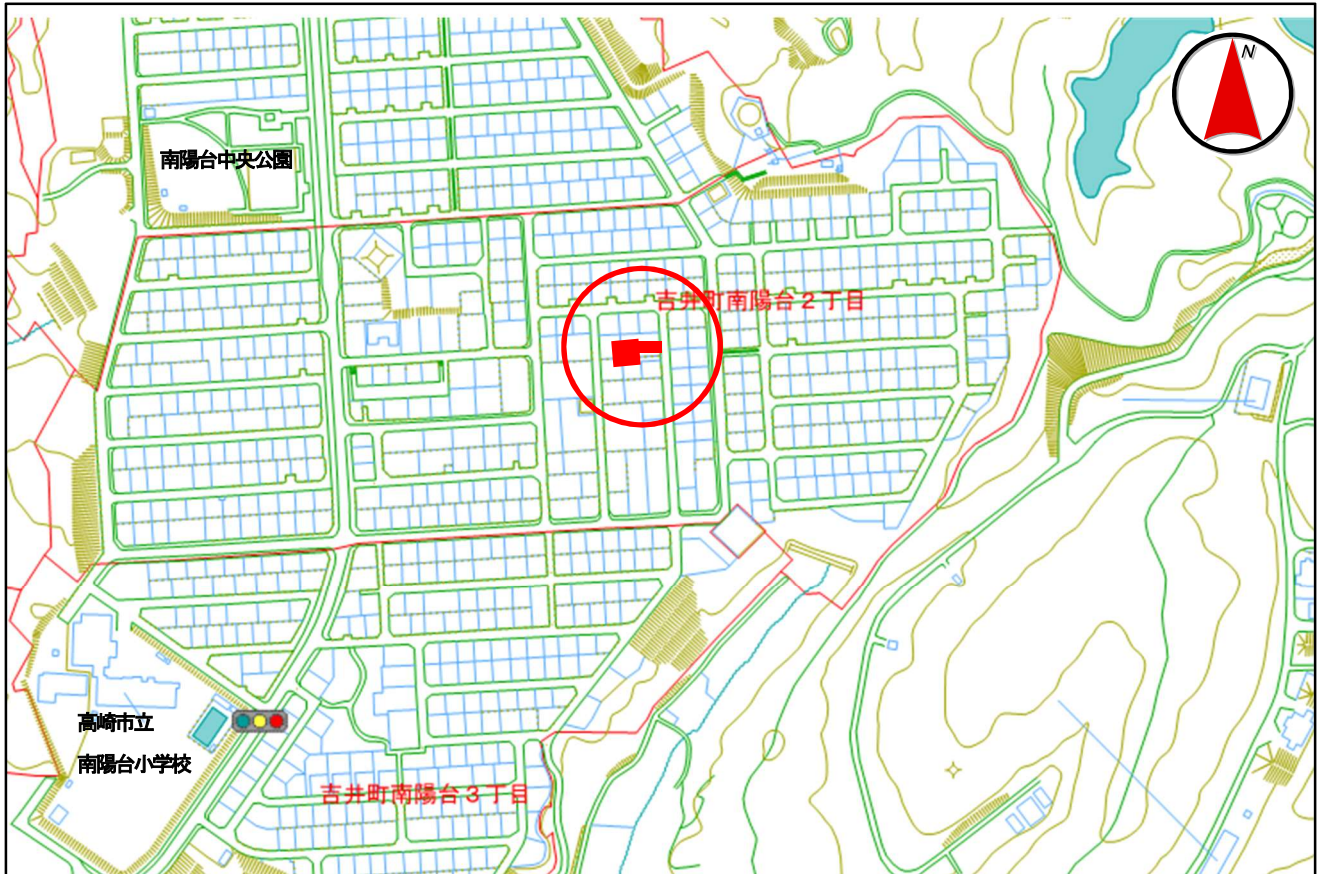
位置図



物件調書

所在地		高崎市吉井町神保1200番26		売買代金	3,794,000円
地目		宅地	公簿面積	245.73㎡ (約74.33坪)	
接面道路		西側で幅員約6m舗装の市道に接面			
上水道		西側道路より引込み済 (φ13mm)	下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		L Pガス引込み済(多野藤岡農業協同組合の集中方式)			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き		
	用途地域		無指定		
	建ぺい率		70%	容積率	200%
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「吉井駅」まで約1.5km			
公共機関等 (直線距離)		高崎市吉井支所へ約1.5km 多胡小学校へ約800m			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ○この土地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため次の事項を守っていただきます。 ・建築物は、一戸建の専用住宅とすること。 ・建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合)は、50%以下とすること。 ・容積率(建築延べ面積の敷地面積に対する割合)は、80%以下とすること。 ・建築物の階数は、地階を除き2階以下とすること。 ・建築物の高さは、地盤面から10m以下とすること。 ・家屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地及び道路境界線までの距離は、1m以上離すこと。(物置、車庫、その他これに類する用途に供するもので軒高2.3m以下のものを除く。) ・道路斜線制限・北側斜線制限を考慮すること。 ・建築物は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なう付帯設備等は避けること。 ・その他、第1種低層住居専用地域に準じること。 ・盛り土・切り土は原則として行わず、地盤の高さは変更しないこと。 ○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ○地積更正、分筆、地図(公図)訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。 ○土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ○この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			

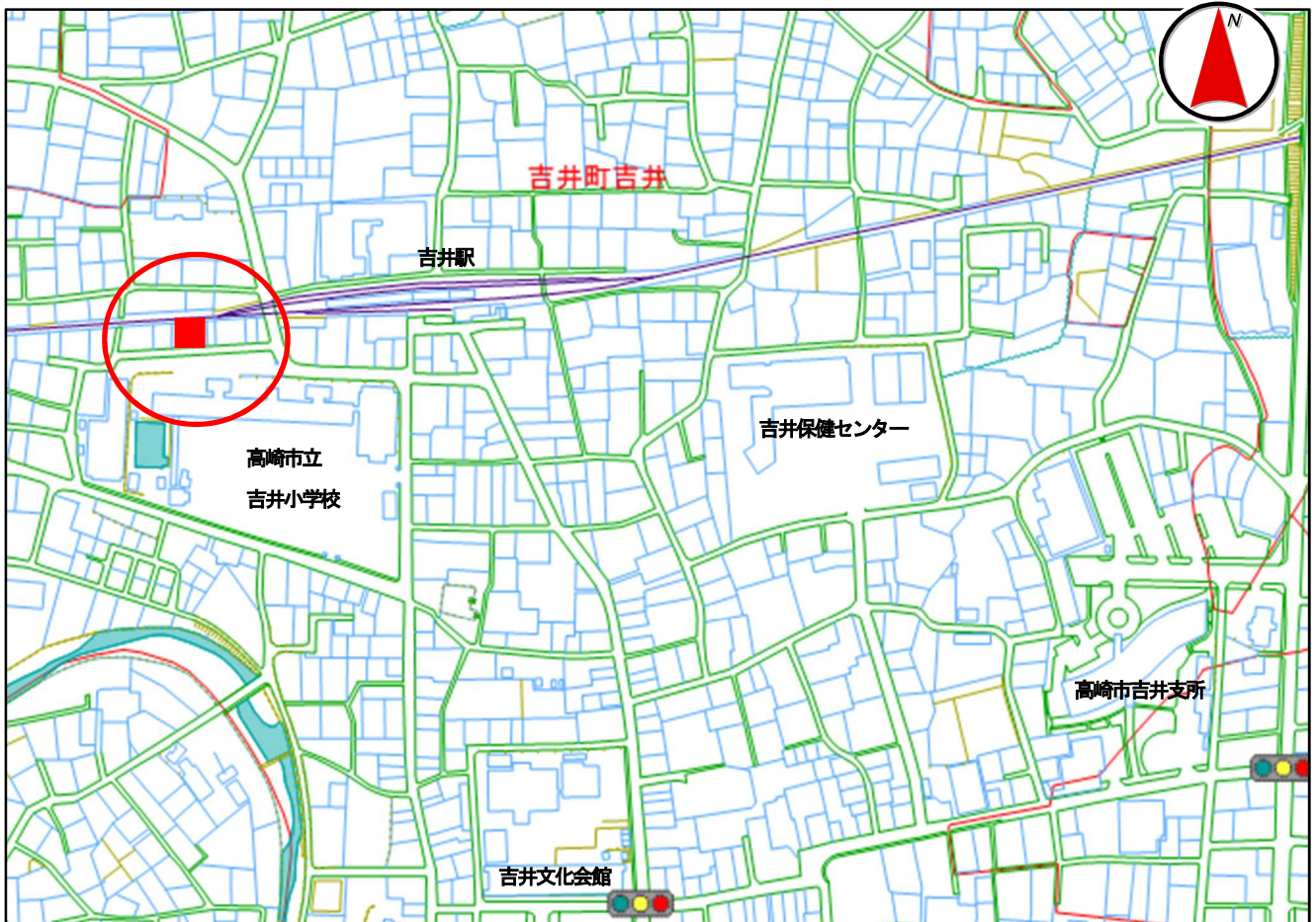
位置図



物件調書

所在地		高崎市吉井町南陽台二丁目１６番４		売買代金	３，２８０，０００円	
地目		宅地		公簿面積	２６０．６０㎡ (約７８．８３坪)	
接面道路		東側で幅員約６ｍ舗装の市道に接面				
上水道		東側道路より引込み済		下水道	敷地内に引込み済	
ガ ス		無				
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		非線引き			
	用途地域		第１種低層住居専用地域			
	建ぺい率		５０％		容積率	８０％（基準容積率）
	その他制限等					
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「馬庭駅」まで約１，６２０ｍ				
公共機関等 (直線距離)		南陽台小学校へ約４２５ｍ				
注意事項		※ <u>現状有姿での引渡しになります。</u> ・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ・この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ・この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。				

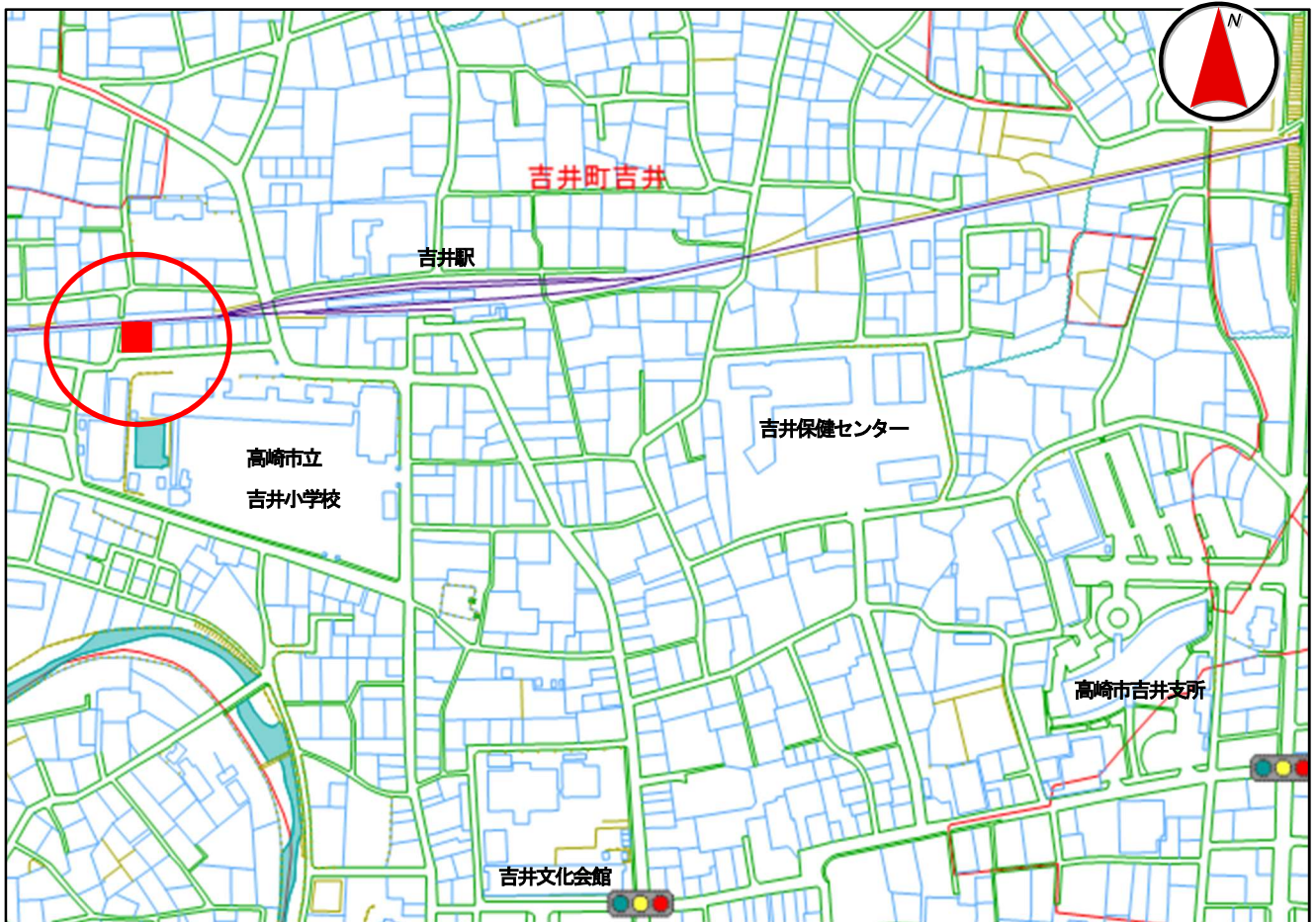
位置図



物件調書

所在地	高崎市吉井町吉井3 9 8 番 8		売買代金	3, 3 7 7, 0 0 0 円	
地目	宅地	公簿面積	1 3 2. 1 9 m ² (約 3 9. 9 8 坪)		
接面道路	南側で幅員約 5 m 舗装の市道に接面				
上水道	南側道路より引込み済	下水道	敷地内に引込み済		
ガ ス	無				
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域	非線引き			
	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 % (基準容積率)	
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)	上信電鉄「吉井駅」まで約 1 5 7 m				
公共機関等 (直線距離)	高崎市吉井支所へ約 5 7 0 m 吉井小学校へ約 5 0 m				
注意事項	※現状有姿での引渡しになります。 ・かつて一般住宅が建設されていた土地です。 ・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ・この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ・この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。				

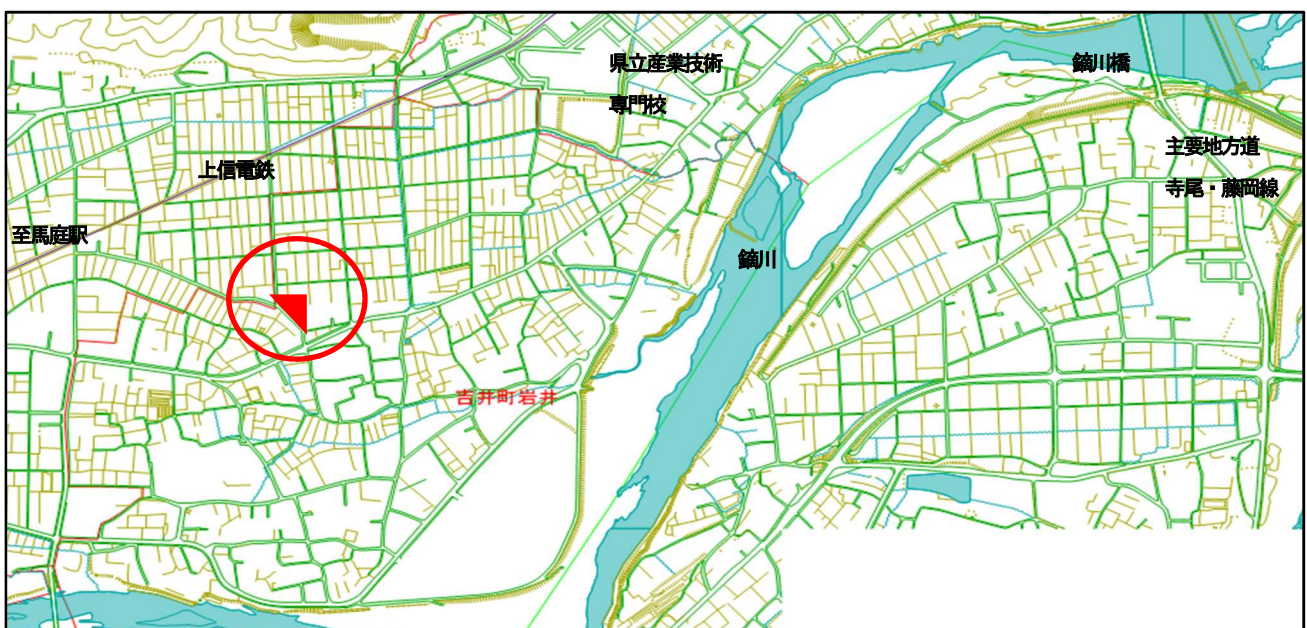
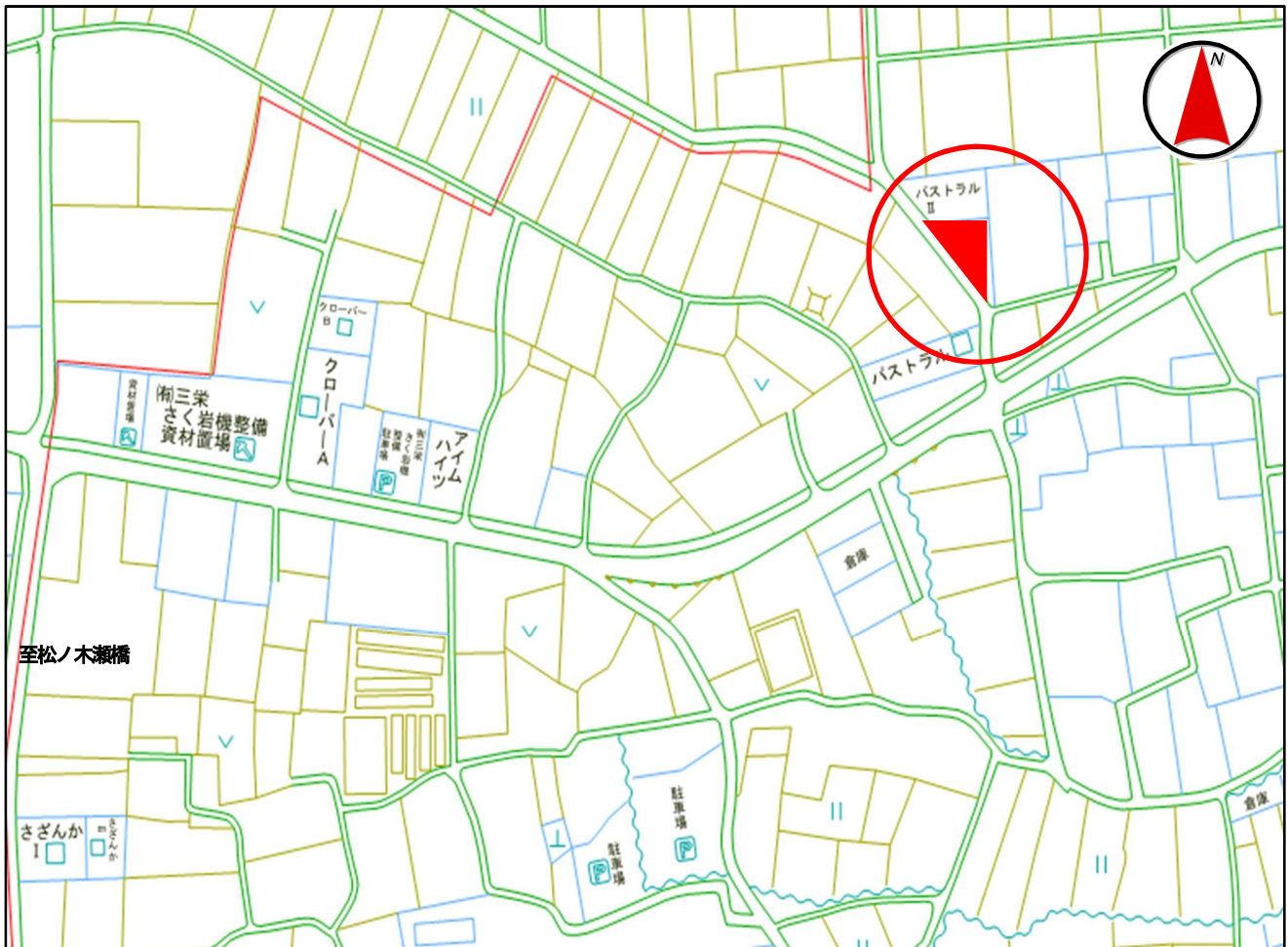
位置図



物件調書

所在地	高崎市吉井町吉井400番13		売買代金	5,363,000円	
地目	宅地	公簿面積	209.98㎡ (約63.51坪)		
接面道路	南側で幅員約5m舗装の市道に接面				
上水道	敷地内に引込み済		下水道	敷地内に引込み済	
ガ ス	無				
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域	非線引き			
	用途地域	第1種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	60%		容積率	200% (基準容積率)
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)	上信電鉄「吉井駅」まで約190m				
公共機関等 (直線距離)	高崎市吉井支所へ約600m 吉井小学校へ約75m				
注意事項	※現状有姿での引渡しになります。 ・かつて一般住宅が建設されていた土地です。 ・敷地内中央付近に水路状の構造物があります。構造物の除去と道水路からの浸水防止の措置は買受人が行ってください。 ・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ・この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ・この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。				

位置図



物件調書

所在地		高崎市吉井町岩井２０３番２		売買代金	３，７６１，０００円
地目		宅地	公簿面積	３４２．６２㎡ (約１０３．６４坪)	
接面道路		南側で幅員約４．０ｍ舗装の市道に接面			
上水道		敷地内に引込み済	下水道	合併処理浄化槽を設置すること	
ガ ス		無			
主な法令等に基づく規制等	都市計画区域		無指定		
	用途地域		無指定		
	建ぺい率		７０％	容積率	２００％（基準容積率）
	その他制限等				
交通機関等 (直線距離)		上信電鉄「西山名駅」まで約７８０ｍ			
公共機関等 (直線距離)		馬庭小学校へ約１２７０ｍ			
注意事項		※現状有姿での引渡しになります。 ・かつて一般住宅が建設されていた土地です。 ・敷地の南角に東京電力の本柱及び支線が設置されています。 ・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。詳しくは市の文化財保護課にお尋ねください。 ・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 ・この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関、関係部署に直接お問い合わせください。 ・この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場合、現状有姿を優先とします。			